

## パブリックコメント「習志野市第2期地域福祉計画（案）」にいただいたご意見と市の考え方（案）

- パブリックコメント実施期間：令和元年11月15日（金）～12月20日（金）
- 意見の提出者：2名
- 意見の件数：16件

No.	頁	項目	ご意見の概要	市の考え方
1	69～71	第5章 基本目標2 基本施策4 権利擁護と福祉・ 人権教育の推進	<p>人権について。思いやりとかではなく、きちんと権利について教えてあげてください。多くの人は社会権についてや参政権について、ほとんど知らないのではないのでしょうか？それらが基本的人権に不可欠なものであることを知らないのではないのでしょうか？それらはこの社会の土台のはずなのに、政治について話すことに忌避感をもったり、公的支援を受けることが恥ずかしいと思っている人はたくさんいると思います。</p> <p>本当に社会への意識を高めたいと思うなら、社会に対して権利意識を持つよう教えることです。</p> <p>困ったらどの公的機関を頼ったらいいか、どう法的に対処したらいいか、などの具体的教えも必要でしょう。</p>	<p>地域における支えあい、お互いの人権を尊重することが基本であり、すべての世代に対する人権意識の啓発が重要であります。</p> <p>基本目標2 基本施策4 「権利擁護と福祉・人権教育の推進」に取り組みを記載しております。</p>

No.	頁	項 目	ご 意 見 の 概 要	市 の 考 え 方
2	1 41 42 48以降	第1章、第1節 1. 策定の趣旨  第3章、第4節 1. 自助・共助・公助による取り組み  各基本施策における主要な取り組みの概要	<p>自助や共助をありきで話をすすめています、そもそもそれを頼りに話をすすめるのはおかしいことではないですか？</p> <p>1 ページで自助や共助が期待できない環境になったと言っているのに、すぐさまそれらを期待すると翻すのはどうかしていると思います。</p> <p>人は自分が助けてもらった経験なくして、他人を助けることは出来ないのではないのでしょうか？自助や共助をおし出すのではなく、公助を中心に考えるべきです。公助は当然の権利であるというのを周知させるべきです（広報習志野に特集を組み、各世帯に投函くらいはしてほしいです）。そうでなければますます地域社会の空疎化は進むと思います。</p> <p>私が政治にもっとも意味を感じるのは、福祉関連です。公共施設再生計画とか、建物に金を使うなら、こちらの分野に使って欲しいです。現場職員の増員などにも予算をふりむけてほしい。意味のあることに税金を使って欲しいです。公共物なのですから。</p>	<p>家族や地域内での人間関係の希薄化した状況が顕著に現れている状況だからこそ、かつての家族や地域内での相互の助け合いが重要になっていることを明記いたします。</p>
3	7	第2章、第1節 4. 地域福祉計画と地域福祉活動計画	<p>「地域福祉計画（市策定）と地域福祉活動計画（社会福祉協議会策定）は、福祉の両輪として、本市の地域福祉を進展させるための計画となる」としているが、「地域福祉活動計画」については本計画（案）に記述がないため、両計画が「福祉の両輪」として整合を取り、十分に機能するものかどうかを判断することができない。行政は、これらの二つの計画が「福祉の両輪」として十分に機能することを、言葉や関連イメージだけではなく、具体的に示し、市民が判断できるようにすべきである。</p>	<p>社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、地域住民や社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を営む者が相互協力して策定する地域福祉を推進するための実践的な計画であります。</p> <p>両計画は、本市と社会福祉協議会の双方が補強・補完し合いながら、事業を展開するものであることから、解りやすい関連イメージとして記載しております。</p>

No.	頁	項目	ご意見の概要	市の考え方
4	7	第2章、第1節 4. 地域福祉計画と地域福祉活動計画	後半の3行は以下の通りであり、「そのため本計画においては、・・・、 <u>地域共生社会の実現を目指します</u> 」と結ばれているが、この計画で「 <u>地域共生社会を目指す</u> 」ためにどのようなことを検討し、どのような手段で実現するのか、など計画を策定の方角を提示すべきである。	40ページの「(3) 複雑化する福祉ニーズに対応する包括的な支援体制の構築」に地域共生社会の実現に向けた考え方を記載しております。 また、基本目標1 基本施策3「きめ細かな相談支援体制の整備」、基本目標1 基本施策3「市民協働と地域課題の共有」等に取り組みを記載しております。
5	9	第2章、第3節 1. (1) 庁内の推進体制	この項は「 <u>庁内体制の構築</u> 」であるにもかかわらず、「 <u>体制の構築</u> 」については全く記述されていない。横断的な庁内体制の必要性を認識しているのであれば、どのような体制でこの計画の推進と評価をするのか、具体的な体制の構築について記述すべきである。	「 <u>庁内の推進体制</u> 」に修正いたします。 また、各部署で計画を策定する際は、関連する部署から委員を招集し、多面的な視点で協議、検討を行い、関係部署が連携、協力して横断的な対応を行っております。
6	9	体制	これまでの庁内の横断的体制は、市民にはあまり機能していないように感じているが、本市では、これまで庁内の横断的な体制として、どのようなものがあるのか。そして、その体制はどのように機能しているのか、事例で示してもらいたい。	
7	9	第2章、第3節 1. (2) 社会福祉協議会との連携強化	「 <u>評価システム</u> 」に関して、「 <u>評価システムの構築を検討していきます</u> 」としているが、本計画期間中に構築するつもりか。	評価システム（評価方法）は、9ページ「2. 計画の進捗管理」に記載いたします。 「(2) 社会福祉協議会との連携の強化」について、表題に沿った記載内容に修正いたします。
8	9	第2章、第3節 2. 計画の進捗管理	システムの構築の必要性を認識しているのであれば、「 <u>構築を検討していきます</u> 」という未来形ではなく、「 <u>評価システムを構築します</u> 」と断言し、本計画に具体的な取り組み内容を明記すべきである。	
9	9		本計画（案）のどこに「 <u>評価システムの構築</u> 」に関する具体的な取り組みが記載されているのか。	

No.	頁	項目	ご意見の概要	市の考え方
10	9	第2章、第3節 2. 計画の進捗管理	この文章の最後は「その評価報告、課題等を取りまとめ、進捗管理とします」としているが、「評価報告、課題等のとりまとめ」だけでは本当の進捗管理ではない。進捗管理の目的は、「P（計画策定）→D（計画実施）→C（達成評価）→A（改善）」を一つのサイクルとして、計画のレベルアップと実績の成果（アウトカム）の実現を図ることであり、「評価報告、課題等のとりまとめ」はその一つの工程であり、これだけでは進捗管理の目的は達成できない。進捗管理の本当の目的をしっかりと認識し、文章の見直しが必要である。	P D C A サイクルに従い、成果の達成状況及び事業の進捗状況の検証による進捗管理を行う旨、記載内容を修正いたします。
11	26	第3章、第2節 5. (1) ①町会・自治会等	「①町会・自治会」の「加入率」を算出する分母は何か。分母を明記にすべきである。	表の中に全世帯数を記載いたします。
12	26	第3章、第2節 5. (1) ②自主防災組織	「②自主防災組織」の「組織率」を算出する分母は何か。分母を明記にすべきである。	表の中に全世帯数と自主防災組織加入世帯数を記載いたします。
13	27	第3章、第2節 5. (2) ①習志野市 社会福祉協議会	「①習志野市社会福祉協議会」の「一般会員」の定義又は資格条件は何か。	一般会員の定義は、1世帯あたり500円を年会費として加入いただいた世帯であり、資格条件は、習志野市に居住する世帯の世帯主としております。
14	27		町会では社会福祉協議会への会費を徴収して納めているが、会費を収めた市民は「一般会員」になるのか。もし「一般会員」になるのであれば、習志野市の全世帯数から考えると少ないのではないか。	町会を通じて会費を納めていただいた世帯は「一般会員」となります。 また、平成30年3月末現在における本市の一般会員の割合は約34%です。 社会福祉協議会では、各地区のまちづくり会議や広報紙「ふくし習志野」等により周知を図り、

No.	頁	項 目	ご 意 見 の 概 要	市 の 考 え 方
				<p>社会福祉協議会の活動にご理解をいただき、会員の拡大に努めております。</p>
15	47	第5章 基本目標1 基本施策1 適切なサービス利用と自立の促進 <input type="checkbox"/> 施策の考え方	<p>高齢者福祉にとって最も重要な政策は、国が2025年度までに策定を指示している「地域包括ケアシステムの構築」である。行政もその認識のもとに、「第3章・第3節・2. 地域の現状を踏まえた課題（P38）」の「(2) 高齢者を取り巻く状況」では、「地域包括ケアシステムを構築することが重要となります」としている。それにも拘らず、本項では「医療・介護連携体制の充実化に取り組み、・・・」という「地域包括ケアシステム」の構成要素の一部を提示しているだけで、「地域包括ケアシステムの構築」そのものの文言がない。この項に「地域包括ケアシステムの構築」について記述し、そのシステム構築の重要性を明確にすべきである。</p>	<p>記載文章を修正し、「施策の考え方」に「地域包括ケアシステムの深化・推進」について明記いたします。</p>
16	49	第5章 基本目標1 基本施策1 適切なサービス利用と自立の促進 <input type="checkbox"/> 主要な取り組みの概要	<p>「《公助》市が取り組むこと」の項に「地域包括ケアシステムの構築」に関する記述がない。「地域包括ケアシステム」は、現在の高齢者のためだけではなく、将来高齢者になる現役世代や年少世代もいずれ関係してくるシステムであることを考えると、全市民に関係する非常に重要な「システム」である。このことを行政はもっと認識し、本項に、「地域包括ケアシステムの構築」について記述し、そのシステム構築の重要性を明確にすべきである。</p>	<p>「《公助》市が取り組むこと」に「地域包括ケアシステム」の項目を明記いたします。</p>